

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、児童生徒の発達段階・障害特性に配慮しながら、すべての児童生徒が安心して学習や生活ができるよう、学校内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

※特に留意すべき点

- ①いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るものと認識し、日々の指導・支援にあたる。
- ②些細なことと思われる事案でも、個人、特定の教職員で判断し、抱え込むことなく、報告・連絡・相談を行い、組織的に対応する。
- ③いじめの認知については、いじめ防止対策推進法第2条の「定義」に沿って行い、組織的に対応する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止

ア いじめの未然防止

- (ア) 本校のランドデザインにおける「すこやかプロジェクト」では、「相手の考えを尊重し、人を思いやることのできる豊かな心の育成」を掲げている。児童生徒一人一人が友達の考えを認め、思いやりをもち、目指す児童生徒像にある「仲良く遊びよく学べる子」を育成することに組織的に取り組む。
- (イ) 教育活動全般において「できた」「わかった」「もっとやってみたい」と思える授業づくりに取り組み、「できた」「わかった」という達成感を味わうことで、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- (ウ) いじめ発見等に関するチェックリストを作成・共有して全職員でのチェックリストに則り指導にあたる。
- (エ) 本校のランドデザインにおける「教職員の姿勢」で掲げる「人権の尊重」を大切にし、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう支援・指導にあたる。
- (オ) 児童生徒の発達段階・障害特性だけではなく、日常生活の中の様々な様子や変容について、保護者と情報を共有し、安心・安全な学校生活を送れるようにする。
- (カ) 必要に応じて個別面談や家庭訪問等を実施し、児童生徒の様子や変容について共通理解を

図る。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童生徒対象生活アンケート調査【年3回（5月、9月、1月）】：生徒指導部、担任
- ②保護者対象いじめアンケート調査【年1回（12月）】：生徒指導部、担任、部主事
- ③保護者の意見・要望等の聴取【年3回（個別面談時）】：担任
- ④教職員に対する、いじめに関する情報の聴取【随時】

(イ) いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア 茨城県立友部特別支援学校いじめ防止対策会議（以下〔対策会議〕という）の設置

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(ア) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、副教務主任、部主事、生徒指導主事、生徒指導係、養護教諭、支援部長、寮務主任、その他校長が必要と認める者（担任、学年主任）。

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。（学校医等）

(ウ) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(エ) 会議は次に上げる事務を所掌する。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②いじめの未然防止や早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
（アンケート、保護者からの聞き取り等）

③いじめ事案の確認とその対応に関すること。

④いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

⑤いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 会議は校長が招集する。

(カ) 会議は次の区分で招集する。

学期1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した時やいじめの相談情報があった時はその都度臨時会とする。

(キ) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定し必要な資料等は生徒指導主事が中心となり作成する。

イ いじめに対する措置

(ア) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかかつ組織的に事実関係の把握を行い、管理職に報告する。

(イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言をいじめが解消している状態になるまで継続的に行う。（いじめが解消している状

態とは、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる期間が相当の期間（3 か月が目安）継続している、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）という二つの要件が満たされていることを指す）

（ウ）いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があると認めるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。（いじめを受けた児童生徒、またはいじめを行った児童生徒）

（エ）いじめの事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

（オ）犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

（カ）いじめの現状や対応について学年会、部会、職員会議等で報告し全職員で共通理解を図る。

（3）重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。相当の期間とは、年間 30 日間を目安とする。

ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

イ 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。

ウ いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。

エ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、個別に指導を行い、いじめの非に気付き、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成できるよう指導・支援する。その際には、保護者の協力を得ながら行うものとする。

オ 調査結果については、いじめに関係した児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する。

上記調査結果については、県教育委員会に報告する。

カ いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援を行う。

キ 当該事態の事実に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

（4）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの未然防止に関する取組に関すること。

イ いじめの早期発見に関する取組に関すること。

ウ いじめへ対処するための取組に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。

学校以外のいじめに関する県内の主な相談機関

名 称	電話番号	受付時間
いじめ・体罰解消サポートセンター	県央地区 029-221-5550	月・水 (9:00~16:30) 火・木・金 (9:00~18:30)
子どもホットライン	029-221-8181 029-302-2166(FAX)	毎日 24 時間 (12/29~1/3 は留守番電話)

子どもの人権 110 番	相談フリーダイヤル 0120-007-110 面接 029-227-9919	月～金 8:30～17:15
--------------	---	----------------